

考慮すべきである。また、人口老年化に関する諸方策が家族計画の普及を促進する条件の一であることを見逃してはならない。

13. 家族計画普及をはかる諸対策に優生学的考慮を浸透せしめるとともに、人口資質の積極的向上をはからなければならない。人口の資質向上に関する諸方策については、別に、この特別委員会において検討する予定である。

以 上

人口問題審議会の人口の量的調整に関する決議

人口問題審議会では昭和29年8月24日かけて同会第2部会において決議した「人口の量的調整に関する決議」を採択し之を發表した。決議内容は以下のとおり。

人口の量的調整に関する決議（昭和29・8・24）

前 文

戦前すでに人口過剰に苦しんだわが国は敗戦後、人口の激増を来し、人口と資源の不均衡はますます激化するに至つた。これをこのままに放任すれば、経済自立の困難はもとより、生活不安の累加、社会秩序の混乱を来し、ひいては国際平和推進の妨げとなるおそれなしとしない。

ここにかんがみ、本部会においては、人口の量的調整が現下喫緊の要務であると認め、その方策として、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に関し以下の如く決議する。人口の量的調整方策については、海外移住を考慮することが必要であることというまでもないが、海外移住は人口の量的調整以外に重要な意義をもつものであつて、別途、第一部会における審議にまつこととする。

また、家族計画の普及を促進する政策をとるに当り、質的考慮を等閑に附してはならないが、人口の質的向上方策一般については、別途、本部会において審議することとする。

主 文

わが国当前の重大な人口問題を解決するためには、人口扶養力の増大を図る政策が必要であることというまでもないが、人口の重圧がかえつて資本の蓄積、産業の合理化を阻害している現状にかんがみれば、この際、政府は人口の増加を抑制する政策を採ることが必要である。

政府は従来行われている受胎調節運動を単なる母性保護の立場からのみでなく、総合的人口政策の一環としての家族計画の立場から取り上げ、出生制限を希望するものに対してはことごとく適正なる手段と便宜とを与え、またこれが普及を困難ならしめている一切の障害と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置することが必要である。

最近大なる流行をみている人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率が甚だ高く、従つて調節の目的を達するためには度々これを繰返す必要があり、その結果は母体に対して好ましからざる影響を与えるがゆえに政府は現下の人工妊娠中絶の流行をその趨くままに放置せず、速き適正なる処置と方策とが必要である。

およそ家族計画の普及徹底を図るに當つては、これに伴つて起る人口の優生学的資質の動向に対して万全の注意を払う必要がある。

措 置

以上の決議の趣旨を実現するために政府が採るべき特に主要なる措置を列記すれば概ね以下の如くである。

1. 総合的人口政策に基く家族計画推進のために政府は責任をもつてこれを担当する部局を設置するとともに、これが指導組織を確立し民間諸団体の積極的協力を促す措置を講ずること。
2. 家族計画の普及徹底を図るため、受胎調節実地指導員の活動に対する支障を除去し、その積極的な活動を促すよう措置すること。
3. 家族計画を広く国民各層に普及せしめるため、健康保険その他の社会保険等において、受胎調節手

段の配布につき、適当なる措置を講ずること。

4. 家族計画が真にこれを必要とする人々に普及するよう指導上留意し、特に生活困窮者に対しては、受胎調節手段の無償または廉価配布を行い得るよう措置すること。
5. 工場、鉱山、その他の事業所の厚生関係機関に積極的に働きかけ家族計画の実行を促進すること。
6. 給与及び税制の関係において多産を促す結果を招来する嫌あるものはこれを避けるよう措置すること。
7. 総合的人口政策に基く家族計画の推進を誤りならしめるよう人口の量的及び質的動向に関する調査研究を行いもつて行政の資たらしめること。
8. 医学教育の課程中に家族計画ならびにその関連知識の供給を行うとともに家族計画技術の研究を援助促進すること。
9. 人工妊娠中絶の手術をなしたる医師は、患者がこれを繰返すことなきよう受胎調節に関する知識の供給を行う義務あることを規定すること。

説 明

わが国の人口はすでに8,800万を超え、勢いのおもむくところ、これが1億に達するのも遠くない。食料その他生活必需品の輸入依存量はますます増加し経済の自立は至難である。しかも生産年齢人口の増加は特に著しく、その中新しく職を与えなければならぬものは年々70万（昭和25年より昭和40年までの年平均）を超える事情にある。わが国の経済は果してこれを可能ならしめるとき見通しにあるであろうか。若し然らずとするならばそこに醸成せらるべき社会不安は、激化する失業の脅威とともに、恐るべき社会秩序の混乱の原因とならぬとは限らない。

本審議会はかくのごとき実情にあるわが国の経済事情にかんがみ、それが打開方策（第1部会において審議中）に望みを囑するとともに、本決議に示すがごとく、多産が家庭生活に及ぼす圧迫を極力緩和し、また将来いよいよ激化する傾向にある失業の脅威に備うるため、各家庭が合理的計画的にその子女の数を調整するよう勧奨するとともに、これに必要な知識と方法の十分なる供与を行い、また従来適正な受胎調節の普及を困難ならしめていた諸般の実情を調査し、施策の不備、制度の欠陥を是正し、もつて各家庭の実行する家族計画が人口膨脹の抑制に直接寄与することを望むものである。

以上のごとき家族計画の措置を実施に移す場合に考慮すべき若干の問題がある。

その第一は以上のごとき諸方策によつて起るわが国の出生率の急速なる低下は人口の年齢構成に悪影響を及ぼすことはないかの問題である。特に老令人口の増加と幼少年人口の減少についてはすでに多くの人々の関心が惹起されている。老令人口の数の増大は死亡率改善の結果であつて、これに対しては、社会保障制度その他の対策の完備が必要である。全人口中に占める老令人口の比率の増大は現在のわが国では、60才以上の人口は全人口の8%であるが漸次増加して26年後にはアメリカ程度（12%）に達し35年後にはイギリス程度（16%）に達する。

次に幼少年人口については将来労働力の給源に枯渇を来すおそれなきやの問題があるが、幼少年の死亡率の減少、産業合理化、生産能率の増進の趨勢にてらしてその憂はない。更にここに附言すべきは出生率は一国の経済の動きに伴つて比較的容易に変動するものである。現にアメリカ、カナダ、オーストラリアにおいては一時相当著明な出生率の低下をみていたのであるが、近年は経済状態の好転による結婚年齢の低下によつて再び著しい上昇の方向に転じている。

同じく人口構成の変化に関連して問題となるのは、たとえ今後わが国に強度の出生低下が起るとしても、それはすでに生れてしまつている生産年齢人口に関係はなく、従つて冒頭に述べた失業問題の緩和に役立つのは15年後であるという説である。然しかくのごとき考え方は失業問題をただ失業自身の問題とするところから来ている誤つた解釈である。いうまでもなく失業問題は失業者自身の問題であるばかりでなく、失業家庭の問題である。これは失業者を出した家庭が多子を擁している場合の生活苦を考えてみれば容易に背けよう。

殊に今日のごとく、顕在潜在の失業者の数がすでに500万を超えており、しかもこれに加うるに年々70万の人口に新しく職を与えねばならぬ現状において、各家庭がその生れて来る子供の数を最低限度にとどめようとするのは極めて自然であり、また人口政策としても要望せられるゆえんである。

第二に従来の受胎調節の普及運動は母性保護を中心とするものであつたため、末端指導組織は主として保健所、助産婦、看護婦を中心とするものであつたが、この総合的人口政策の立場に立つ家族計画は、より広範な基礎に立ち、社会の文化、経済、教育等と密接につながるものであり、特に家庭生活の設計に立脚してその子女数を調整することを根本とするから、これがための宣伝教育活動を必要とする。従つて指導組織もこの関係を考慮して社会各方面の有識者の協力のもとに行われるよう考案することが必要である。またこの運動に直接携われるものは保健所関係者をもとよりであるが、市町村公務員、社会事業団体、社会教育団体、福祉事務関係者等をも含むものでなければならない。なお指導組織が以上のごとく拡大されるとすれば、これがための指導員の養成及び教育を拡充する必要がある。また、総合的人口政策の立場から家族計画を推進するには現在のごとく、或る課内の1部でこれを行うというようなことでなく、中央官庁内にこれを専管する部局を設置することを必要とする。措置第1号を掲げた理由はここにある。

而してその部局は人口の量的及び質的動向に常に注意し有効適切な指導を行うことが望ましい。殊に家族計画実践のための最も効果的方法の発見またこれを普及せしめるための具体的方策が極めて大切である。

例えば、保健所はもとより民間の母子衛生ないし母性相談機関においては、母親との相談機会をとらえ、家族計画の何たるかを教え、出生制限または出生間隔の延長を希望するものに対しては、これを満足せしめるよう適當なる措置を講ずることなどが必要である。

また、従来は受胎調節の便宜と方法とが、社会一部の階層にのみ浸透し、最もこれを必要とする階層には行渡らぬ実情にあつた。この弊を是正するためには重点的指導が必要であり、また必要とあらば制度の改正をも考慮せねばならない。特に措置第2号ないし第5号を掲げた理由はここにある。

第三に現下のわが国には人工妊娠中絶が大流行を來たしており、最近は不妊手術もいよいよ流行の波に乗らんとしている。そのここに到つた原因は、(1)従来の政府の受胎調節の指導が甚だ不徹底であつたために、国民に盛り上る出産調節の意欲が充されず、その結果として妊娠してしまい、止むなく墮胎に移行するものが大多数であつたこと。(2)この状勢に対応して、昭和27年優生保護法が改正せられ、人工妊娠中絶の手術は、審査を経ずに極めて簡易に受けられるようになったこと等である。然しながら専らここに到つた以上、法律改正等によつてこの状勢を急激に抑圧することは不可能であるばかりでなく、むしろ危険であるから、今政府がなしうことは人工妊娠中絶の弊害、特にこれをたびたび繰返すことが時として不慮の傷害を起すおそれのあることを、ならびに、道徳上の見地から考慮を要する諸点があることを知らしめるとともに、受胎調節の方法を教示をる必要がある。特に措置第9号を掲げた理由はここにある。

優生手術は人工妊娠中絶とは全くその性質を異にする。すなわち、これには手術の弊害はほとんどなく、また一度手術に成功すれば再妊娠のおそれもない。

然しながらこれは手術の性質が種を永久に断つことであるから、濫用に陥る弊を戒めることにも眞に優生学的目的にこれが活用されるよう措置する必要がある。

最後に、従来医学生が受胎調節ならびにこれに関する知識を授けられずして学校を卒業することが許されていることはむしろ誤りというべきである。なぜならば種々の疾患のために受胎調節を奨めなければならぬことが少なくないからである。しかも、わが国は優生保護法なるものをもっている。これに関する知識なしにはこの法律に協力することはできない。

国家は速かに従来の教育課程の欠陥を是正するよう措置することが望ましい。

ちなみに、アメリカにおいては、今日では宗教的制約を蒙つている若干の州を除いてはほとんど全州の全医学校が受胎調節及びこれに関する知識を教育課程に取入れている。特に措置第8号を掲げた理由はここにある。

[附表略]